

五木村障害者活躍推進計画（村長部局）

機関名	五木村（村長部局）
任命権者	五木村長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
五木村（村長部局）における障害者雇用に対する課題	五木村（村長部局）は、非常勤の職員を含む職員総数が60名程度の小規模な機関であるが、法定雇用率（1名以上）を遵守するため、平成31年度採用分から障害者に限定した募集・採用を行っている。 障害者の職員については、採用職種・業務への配慮等、これまで個別に対応しており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は必要ないと考えている。
目標	
①採用に関する目標	○在職する雇用障害者数が前年度を下回らない。 現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害者の雇用について理解を図る。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年任免状況通報の時期に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障害者である職員の相談窓口を設定する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。
4 その他	○ 各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に努める。